

特記仕様書

1. 調査従事者について

受注者は、業務期間中、次の人員を常駐させ、業務を遂行しなければならない。

(1) 調査員兼現場管理者（以下、「調査員」という。） 1名

考古学の専門知識を有するもので、調査員（調査補助員を除く。）として通算 36 ヶ月以上、発掘調査全般にわたる進行管理（調査計画の企画立案、発掘調査作業員の指揮、遺構遺物の記録等）に係る実務経験がある者。

調査担当者（発注者）の指示に基づき、調査業務の進行管理、発掘調査作業員の管理・監督、調査中の遺物ならびに図面・写真等の記録類の管理、調査担当者への作業内容・進捗状況等の報告を行うとともに、現場内の安全管理及び発掘調査作業員への安全教育を行う。

(2) 発掘調査作業員 7名程度（業務履行に必要な人数）

発掘調査作業員は調査員兼現場管理者の指示を的確に理解し、業務に従事することができる者であること。

調査員兼現場管理者のもと、現場設営・撤収、遺構確認面清掃、遺構精査、遺物包含層掘削、遺物収納、排出土他の場内運搬、及び測量補助等の作業を行う。

(3) その他

上記に記載のないものであっても、受注者の判断により業務を適正に履行するために必要な人員に従事させることができる。

2. 確認調査

本調査の必要性を判断する材料を得ることを目的に、調査担当者の指示に基づき、対象面積 10,000 m²の 10%程度（計 1,000 m²）のトレンチ発掘を実施し、その成果を成果品として納品すること。

(1) トレンチの数量と規格（参考：別紙_確認調査計画図）

・トレンチの基本サイズは 2.0m×5.0mの長方形とするが、現地の状況により設定困難な場合は、10m グリッドに対し 10 m²の掘削となるよう設定する。

（トレンチ想定数量）

・2.0m×5.0m 96 箇所 960 m²

・2.0m×2.0m 10 箇所 40 m² 計 1,000 m²

・トレンチ箇所は、発注者が選定し指示するが、現地の状況や遺構、遺物の検出状況により、位置・数量の変更等を行う。

・トレンチの拡幅等を行った場合はトレンチの数量を減じて調整する。

(2) 現地調査期間

契約期間のうち、実働 54 日程度（準備工：18 日、トレンチ掘削・記録：36 日）を想定する。

※天候不順、自然災害等、不測の事態により調査完了が困難となった場合は、別途協議する。

3. 作業内容

(1) トレンチ設定

調査担当者の指示に基づき、現地において設定作業を行う。

(2) 重機掘削

バックホウ 0.2 m³程度の平爪の重機を用い、トレンチを掘削する。掘削の際は薄く剥ぐように掘削し、調査員立会のもと遺構や遺物等を確認しながら、慎重に行うこと。

掘削は地山である関東ローム層がはっきりと確認されるまで行うこと。想定深度は0.6 m～0.7 m程度。

また、現地の状況に応じて形状や規格を適宜変更することがある。

(3) 人力掘削

重機掘削が終了した後、トレンチ壁面および遺構検出面の精査を行うこと。遺構検出面の精査において遺構であるかの判断が困難な場合は、サブトレンチ等を設定し、内容確認のための掘削を行うこと。

(4) 記録作業

下記の記録を取得すること。

① トレンチ位置

(ア) トレンチの角の座標を公共座標および標高で記録すること。基準点は事業地内に配点されたものを使用すること。基準点座標は、発注者が提供する。

(イ) トレンチの各角の座標は一覧表にまとめ、xlsx形式で納品すること。

② 写真記録

(ア) 1200万画素以上の解像度のデジタルカメラを用いて撮影すること。露出は適正と±0.3の3段階で行い、撮影カットはトレンチ遠景、セクション、平面を基本とし、遺構や特筆すべきものがあつた場合は追加して撮影すること。特にセクションは分層の前後で撮影すること。

(イ) 写し込みの内容は事前に調査担当者と協議すること。

③ セクション図

(ア) 柱状模式図で作図すること。この際、地表面の標高を記載すること。

(イ) 遺構がセクションで確認できる場合のみ縮尺1/20で作図すること。

(ウ) 分層は調査担当者と調査員とが認識を共有させた上で基本層序を決定し、調査員が行うこと。

(エ) 土層注記は標準土色帖を用いて調査員が行い、調査担当者のチェックを受けること。

(オ) 作図の手法は問わない。

④ 遺構配置図

(ア) 遺構が確認された場合のみ、縮尺1/40の精度を満たし、公共座標で作図すること。

(イ) 作図の手法は問わない。

⑤ 調査記録簿

(ア) 所見、遺構・遺物の有無や内容、スケッチなどを調査記録簿に記載すること。

(イ) 調査記録簿の様式は発注者が提供する。

(ウ) 調査記録簿は調査担当者の確認が終了した後に、スキヤニングを行いpdf形式で保存すること。

(5) 遺物の取り上げ

出土遺物は、トレンチ毎にビニール袋に収納すること。この際、出土層位が明らかな場合は、層別に、また遺構から出土した場合は遺構別に収納すること。出土層位が判断できない遺物は、トレンチ一括とする。

ラベルは120×60 mmの防水加工が施されたユポ紙を使用し、必要事項を記載すること。遺物の洗浄、注記は発注者が行うものとする。

収納の際は発注者が指定するプラスチック製コンテナに収納して納品すること。

(6) 埋め戻し

調査担当者の確認が終了した後に、了解を得て重機を用いて埋め戻すこと。この際に30 cm毎にしっかりと転圧をすること。

4. 成果品

- | | | |
|----------------------|----------|------------------------|
| (1) トレンチ位置図 | 縮尺 1/600 | 一式 (dxf 形式および ai 形式) |
| (2) 遺構配置図 | 縮尺 1/40 | 一式 (dxf 形式および ai 形式) |
| (3) 柱状図対比図 | 縮尺 1/40 | 一式 (ai 形式) |
| (4) セクション図 | 縮尺 1/20 | 一式 (ai 形式) |
| (5) 記録写真 | | 一式 (jpeg 形式) |
| (6) 調査記録簿 | | 一式 (紙および pdf 形式) |
| (7) 調査日誌 | | 一式 (docx 形式および pdf 形式) |
| (8) 各種台帳等 | | 一式 (xlsx 形式) |
| (トレンチ座標一覧、写真台帳、遺構台帳) | | |
| (9) 出土遺物 | | 一式 |
| (10) その他関連資料 | | 一式 |

※デジタルデータはDVD 一式とポータブルハードディスク一式に分けて保存し納品すること。

5. 安全衛生管理

受注者は、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、場内の安全衛生管理に努めること。

受注者は、仕様書記載の履行条件、既存構造物等の条件等を十分考慮し、使用機材の選定および安全対策をおこなうこと。作業上の安全衛生管理は、受注者の責任において実施するものとする。

なお、現場内での安全衛生管理を目的とした仮設ハウス・仮設電源（発電機）等を設置する場合は、発注者と別途協議すること。

6. その他

- ・契約締結後、速やかに発注者・受注者・開発事業者の3者による現地協議を行う。
- ・対象地の下草刈りは、開発事業者が事前に実施する。